

プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り及びマリネレジャー活動に係る夏季安全推進活動の実施について

海上保安庁では、近年船舶検査を適切に受検していない小型船舶が多数存在するとの状況を踏まえ、これら船舶の海難防止と無検査運航等悪質な犯罪の防止の観点から、四月二十七日（金）から、プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り活動を実施しています。

また、マリネレジャー活動が特に活発となる夏季期間において、マリネレジャー活動に係る夏季安全推進活動を実施します。

◆期間

プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り期間
四月二十七日（金）～九月二日（日）

マリネレジャー活動に係る夏季安全推進期間
七月十四日（土）～九月二日（日）

※各管区海上保安本部において、週末等に一齐実施日を設けて、効果的に実施します。

◆重点事項

プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り

国土交通省海事局によれば、近年、船舶検査を適切に受検していない小型船舶が三～四万隻存在し、これらの中には有効な船舶検査証書を保有しないまま航行している船舶も相当数あると見込まれています。このような状況を放置すると、船体・機関の整備不良等による事故が多発する恐れがあるとともに、小型船舶の安全にかかる法秩序の乱れも懸念されることから、洋上のプレジャーボート等へ赴いて安全指導・立入り検査を実施し、船舶検査の有効期間及び定期的検査の受検状況について確認するなど、本指導・取締り期間においては、小型船舶に対する積極的指導・取締りを実施しています。

問合せ 海上保安庁

警備救難部刑事課

☎〇三―三五九一―六三六一

（内線五四〇三）

☎〇三―三五八一―七九四六

（夜間直通）

警備救難部救難課

☎〇三―三五九一―六三六一

（内線五九〇二）

☎〇三―三五八一―二八二八

（夜間直通）

交通部安全課

☎〇三―三五九一―六三六一

（内線六三〇二）

☎〇三―三五九一―二七七六

（夜間直通）

自己救命策確保の推進

海で安全に楽しく遊ぶために、大切な命を自分で守る

「自己救命策三つの基本」

- ライフジャケットの常時着用↓浮力の確保
- 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保↓速やかな救助要請
- 海上保安庁への緊急通報用番号「一一八番」の有効活用↓海のものしもは一一八番

マリネレジャー活動に係る夏季安全推進活動

海事関係団体やマリナー関係者等と連携を密に保ちながら、マリネレジャー愛好者に対し、海で安全に楽しく遊ぶために、「自己救命策三つの基本」が大切であることを、新聞等を通じて広く周知啓発活動を実施します。また、マリネレジャー活動の現場指導等を通じて自己救命策の確保を強力に推進するとともに、海の安全に関する情報提供「沿岸域情報提供システム(MICS)」の積極的な利用について、広く呼び掛けを行います。更に、若年齢層（十八歳以下）に対しては、夏季におけるマリネレジャー事故の多発が予想されることから、安全教室の開催等によりマリネレジャー事故防止のための

安全指導を行います。ゴールデンウィーク安全推進旬間において実施した、自己救命策確保状況調査において、ライフジャケット着用率はプレジャーボート等五七％、磯釣り者五八％、防水パック入り携帯電話の所持率はプレジャーボート十三％、一一八番認知率は、マリネレジャー関係者の合計で六六％という結果でした。これらの状況を踏まえて、より一層効果的な安全推進活動を実施します。

●「一一八番」について

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の「一一〇番」や消防の「一一九番」のように、覚えやすい局番なし三桁の電話番号である、「一一八番」を運用しています。

「一一八番」は、船舶電話からは海上保安庁運用司令センターに、船舶電話以外の電話（一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS）からは、最寄りの各管区海上保安本部運用司令センターに接続され、通話料は無料です。